

運 営 規 程

日新株式会社
日新けあパレス(デイ・サービス)

(事業の目的)

第1条 日新株式会社が開設する「日新けあパレス(デイ・サービス)」(以下「事業所」という。)が行う通所介護事業及び通所型サービス/第1号通所事業(以下「通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護者、要支援者又は事業対象者(以下「要介護者等」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護事業の提供にあたっては、事業所の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 通所型サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 日新けあパレス(デイ・サービス)
- (2) 所在地 栃木県下野市本吉田771番地1

(利用定員、営業日及び営業時間)

第4条 事業所の利用定員、営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 事業所の利用者の定員は25名とする。
- (2) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、1/1～1/2の期間を除く。
- (3) 提供時間 従来型9時10分から16時15分まで 緩和型10時から14時までとする。
- (4) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上
通所介護計画及び通所型サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な相談援助などの生活指導を行う。
 - (3) 介護職員 4名以上
日常生活上の世話（支援）等を行う。
 - (4) 看護職員 1名以上
利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
 - (5) 機能訓練指導員 1名以上
個別の心身の状況を重視し、生活機能向上を目的とした訓練を行う。
- 2 前項に定める者のほか、事業所の運営上必要な職員を置くものとする。

（通所介護等の内容）

第6条 通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練（日常動作訓練）
- (4) レクリエーション
- (5) 生活等に関する相談及び助言
- (6) 介護方法の指導
- (7) 入浴
- (8) 食事
- (9) 送迎

（通所介護等の利用料等）

第7条 通所介護等のサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない通所介護等のサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項に掲げる額のほか、次に掲げる費用を徴収する。なお、具体的な費用の額については、別に定める料金表によるものとする。
 - (1) 通常の事業の営業時間外の利用に係る費用
 - (2) 次条の通常の事業の実施地域外に居住する利用者についての送迎に係る費用
 - (3) 食費（おやつ代含む）
 - (4) おむつ、パット等の排泄用品

- (5) その他、通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが相当と認められる費用
- 4 前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対し事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、下野市、小山市（間々田地区、乙女地区を除く）、真岡市、上三川町とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従うこととし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他、この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第10条 通所介護等の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を選任するとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難・救出その他の必要な訓練を行い、利用者の安全に対して万全の備えを行うこととする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第12条 事業者は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を確保するとともに、研修の機会を設けるなど、常に職員の資質の向上に努めるものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日新株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し年 2 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催するために研修計画を定める。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

平成24年	4月	1日	第4条、第5条	一部変更
平成24年	9月	1日	第4条、第5条	一部変更
平成25年	6月	1日	第4条、第5条	一部変更
平成25年	10月	1日	第5条	一部変更
平成25年	11月	1日	第4条	一部変更
平成26年	4月	1日	第4条、第5条、第7条	一部変更
平成26年	9月	1日	第4条、第5条	一部変更
平成26年	12月	1日	第3条、第4条、第5条、第7条	一部変更
平成27年	1月	1日	第4条 第5条	一部変更
平成28年	4月	1日	第8条	一部変更
平成30年	4月	1日	第1条	一部変更
令和 元年	9月	1日	第4条	一部変更
令和 3年	1月	1日	第4条、第5条	一部変更
令和 6年	4月	1日	第13条、第14条	追加

